

神山町公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月

徳島県 神山町

目次

第1章	はじめに	1
第1節	問題意識、背景	1
第2節	計画目的	2
第3節	計画対象施設の範囲（普通地方公共団体の財産より）	2
第2章	神山町の現状と課題	3
第1節	町の概要	3
第2節	将来人口の推計と展望	4
第3節	産業	6
第4節	財政状況	7
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し	10
第1節	対象施設	10
第2節	建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）	13
第3節	土木系公共施設（将来の更新費用の推計）	15
第4節	企業会計施設（将来の更新費用の推計）	17
第5節	公共施設とインフラ全体（将来の更新費用の推計）	18
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	19
第1節	計画期間	19
第2節	基本方針について	19
第3節	維持管理方針	19
第4節	全体目標	27
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
第1節	建物系公共施設	29
第2節	土木系公共施設	59
第3節	企業会計施設	63
第6章	おわりに	66
第1節	本計画のまとめ	66
第2節	今後の課題	66
第7章	参考文献	67
第8章	確認リスト	68

第1章 はじめに

第1節 問題意識、背景

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化を受け、公共施設の整備が進められてきた。その当時から建設された公共施設の建築年数が30年以上経過し、老朽化による大規模改修や修繕、建て替えが急務となっている。加えて、高速道路のトンネルの天井板崩落事故をはじめとする老朽化問題が各地で報告されており、老朽化対策が大きな社会問題となっている。一方、近年の日本経済は低迷しており、財政の危機的な状況が続いている。また、高齢化社会に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等が推測され、依然厳しい財政状況が続くと思われる。

地方公共団体においても、少子高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっている。

本町においてもその例外ではなく、老朽化した施設が数多く存在している。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、かなり大きな負担となることが予想される。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換なども含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められている。

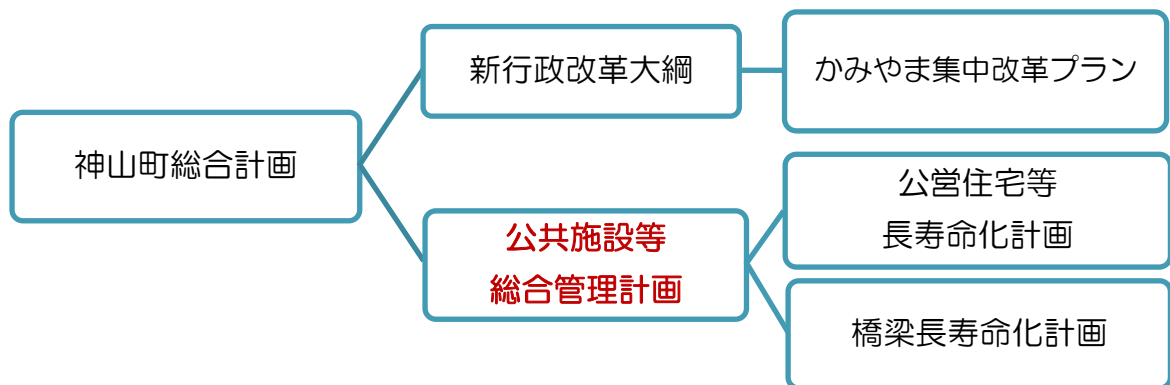
この状況の下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、2013年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請された。

本町においても、これらの課題に対して重要な取組みと捉え、当計画書において、これからの施設のあり方を検討する上での素材となるように取りまとめを行った。今後は、住民の皆様や議会のみなさまのご意見いただきながら、本町の施設の将来あるべき姿について、共に考えていきたいと考えている。

第2節 計画目的

公共施設等総合管理計画（以下：本計画）は、本町の上位計画である「**神山町総合計画**」を下支えする計画であり、「**新行政改革大綱**」と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものとなっている。「**神山町公営住宅等長寿命化計画(2013年2月策定)**」や「**橋梁長寿命化計画**」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を図っていくこととする。

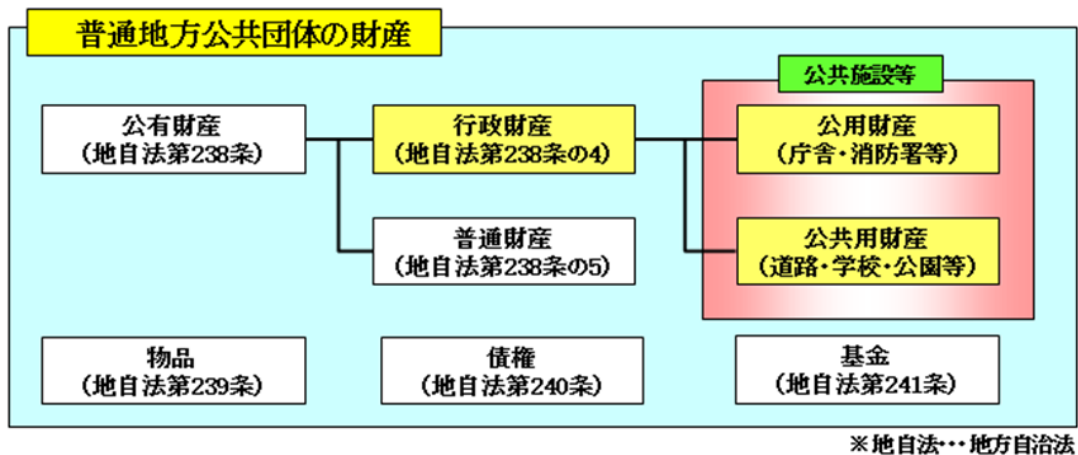
図表 1-1：神山町 公共施設等総合管理計画 体系図



第3節 計画対象施設の範囲（普通地方公共団体の財産より）

本計画における対象施設は、本町が保有し又は借り上げている全施設を対象とする。分野としては、建物系公共施設（町民文化系・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、庁舎、消防施設、公営住宅等）、土木系公共施設（道路・橋りょう）、企業会計施設（上水道）が対象となる。また、これらは図表 1-2 で示しているように、公用財産、公共用財産に属しているものとする。

図表 1-2：普通地方公共団体の財産



第2章 神山町の現状と課題

第1節 町の概要¹

本町は、徳島県東部の名西郡（神山町、石井町）に属し、町内の東側（広野地区）は県都徳島市、石井町と接している。本庁の役場と徳島市役所とは車で約45分という位置にある。

町面積は、徳島県内24市町村の中で9番目に大きい173.30km²、町の中央を東西に横断する鮎喰川上中流域に農地と集落が点在し、その周囲を町域の約86%を占める300～1,500m級の山々が囲んでいる。山林は植林された杉、檜が多いものの、ミツバツツジやシャクナゲなどの自然植生群落もみられる。町の南西部の柴小屋自然林や最高峰雲早山の頂上付近に広がるブナ、カエデ類の高木、ヒメシャラなどの自然林は、清流鮎喰川の源となっている。

年平均気温は14℃前後、年間降水量は2,100mm前後となっており、季節によって寒暖の差が大きく、地区によっては冬に数センチの積雪がある。

¹ 神山町 HP より（<http://www.town.kamiyama.lg.jp/office/soumu/gyousei/topography.html>）

第2節 将来人口の推計と展望

2010年の国勢調査では、本町の人口は6,038人である。社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計値では2040年に2,443人、2060年に1,145人となると推計された。

一方、神山町移住交流支援センターでは、2010年からの5年間で、若者世代を中心とした70世帯121人の転入を受け入れ、うち52世帯97人が2015年11月時点で移住している。

この実績が社会増の要因としてこのまま続いていくと、2040年に3,018人（+575）、2060年に1,997人（+852）となる。しかし計算ではそれでも減少傾向は続き、2060年時点の1学年あたりの子どもの推計値は11人と見通しは芳しくない。

1学年20人程度の維持を望むと、2060（平成72）年で3,200人という推計値が浮かび上がってきた。学校に限らず、本町の生活インフラの維持・管理、財政運営の視点からとしても、3,000人を下回らない人口には妥当性がある。

この人口を目安に逆算すると、若者世代を中心とした44人/年の転入が継続的に生じる必要がある。出産年齢の女性を含む若い世代を中心に据えることで、将来人口は維持されやすくなり、年齢ごとの人口構成バランスも健全化する。

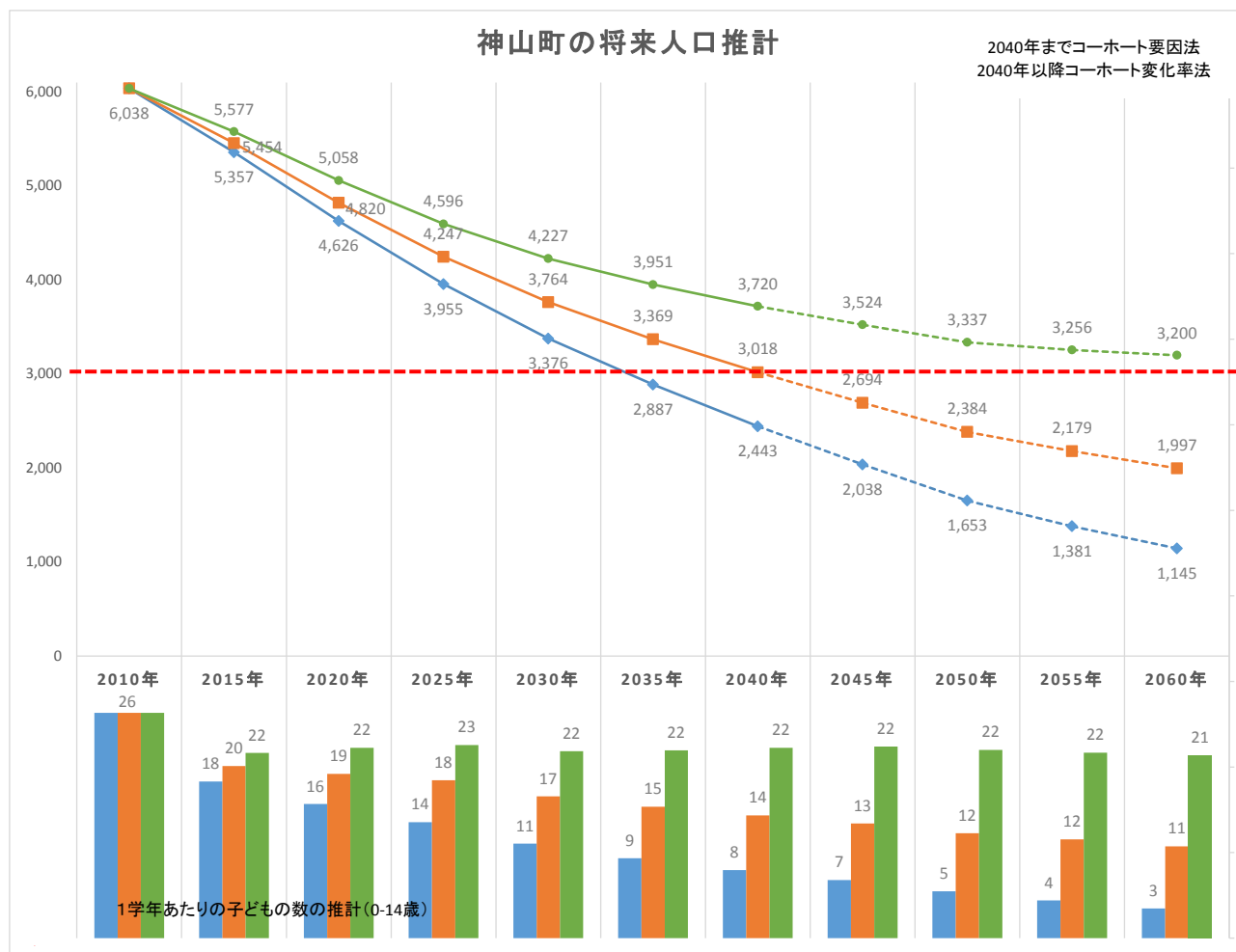
なお町の移住人口と同時に、住んでいなくても、頻繁に通っていたり、活動や仕事をともに重ねていたり、ふるさと納税に参画していたり、まちの動向に関心を寄せながら貴重なつながりや機会形成の力となっている人々の存在も重要である。これを仮に「関係人口」と呼ぶ。まちの可能性を高めていく上で、関係人口は重要な資源である。

（以上「人口ビジョン」より²⁾）

人口の減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズも変化していくことだと推測する。利用者が減少し使用頻度の低下した施設の取り扱いや、時代に合うような住民ニーズに対応した公共サービスの在り方も、今後検討していくことが必要となる。今後の人口構成の変化による公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれる。

²⁾ 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト（2015年12月25日）」62～63頁より引用

図表 2-1：神山町の将来人口推計³



水色は社人研による予測値。オレンジ色は移住交流支線センターの活動を通じた 2010 年以降の転入実績が、今後も継続した場合の数値。下の棒グラフは 0～14 歳の平均児童数。近年の転入実績（オレンジ色）をもっても、2つの小学校を複式化せず維持することができない。緑色は「小さな子どもを含む 44 名程度の転入」が継続した場合の値で、3,000 人を少し上回る中長期的な均衡に近づく。各種インフラ維持の観点からこの人口規模は妥当な均衡ライン。現時点の統廃合基準によるが、小学校も維持される。



³ 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト（2015年12月25日）」62頁より引用

第3節 産業

就業総数は、生産年齢人口の減少、急速な高齢化、基幹産業である農業の不振などの影響より、2010（平成22）年には2,900人あたりまで減少している。

2010年度の産業別就業割合をみると、第1次産業31.4%、第2次産業21.7%、第3次産業46.9%となっており、現在も農業が基幹産業といえるが、近年本町では、IT系ベンチャー企業が相次いでサテライトオフィスを開設していることから、今後、第3次産業の比率が高まってくることが推測される。

図表 2-3：就業者数（人）、就業別就業人口（人）及び割合（%）⁴

区分 \ 年度	1985	1990	1995	2000	2005	2010
就業者数（人）	5,954	5,350	4,733	3,919	3,522	2,915
第1次産業人口（人）	2,139	1,847	1,621	1,247	1,176	911
第2次産業人口（人）	1,955	1,690	1,425	1,046	835	630
第3次産業人口（人）	1,858	1,813	1,687	1,626	1,511	1,363
第1次産業割合（%）	35.9%	34.5%	34.3%	31.8%	33.4%	31.4%
第2次産業割合（%）	32.9%	31.6%	30.1%	26.7%	23.7%	21.7%
第3次産業割合（%）	31.2%	33.9%	35.6%	41.5%	42.9%	46.9%

⁴ 1985（昭和60）年～2005（平成17）年までは、第4次神山町総合計画を参照。2010（平成22）年については国勢調査の結果より別途算出しており、その就業者数には、分類不能の産業を含む。

第4節 財政状況

本町では、「新行政改革大綱」及び「かみやま集中改革プラン」に基づき、行政運営の効率化、施策の重点化、財政基盤の健全化に努めてきた。具体的には、町の事務経費の削減、町職員数と各種報酬の見直しによる人件費の削減、学校給食調理等業務の完全民間委託、各種公共施設への指定管理者制度の導入などに取り組んできた。また、徳島東部広域市町村圏協議会、徳島東部地域市町村懇話会、阿北環境整備組合（し尿処理）、名西消防組合（消防）による広域行政を進めており、事務事業の効率化と行政サービスの充実を図っている。

2013（平成 25）年度決算の状況より、神山町の将来負担比率（将来負担すべき債務残高の、標準財政規模に対する比率）は 0（％）と全国平均の 51.0％、徳島県平均 13.2％を大きく下回り、地方債残高の減少が見受けられる。これは、類似団体⁵111 団体の内 1 位である。しかしながら、町の財政力を示す財政力指数⁶は 0.22（県内 24 自治体数 16 位）であり、また、類似団体の内 44 位ということから、財政基盤が決して強いとは言えず、今後とも、行政改革、定員管理を徹底し、行政効率を図るとともに、活力あるまちづくりを展開しつつ財政の健全化を図っていく。

以下、本町における財政状況を、図表 2-4 に歳入決算額の推移、図表 2-5 に歳出決算額の推移として示す。

歳入では、依然、地方交付税の割合が高くなっており、2014（平成 26）年度には、歳入総額に占める割合が 46.7％となっている。一方で歳出では、人件費の削減が数字として表れている。2005 年度には 11 億円に上っていたが、2014 年度では 8 億円にまで減少している。しかしながら、今後、人口減少に伴い地方税収入の減額が見込まれることから、歳入に係る地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が増すことが考えられる。また、高齢化社会の進行による社会保障費の支出が歳出に占める割合が高くなることも予想される。

以上に加え、先述のとおり、多くの公共施設が全国的に見ても高度経済成長期に整備されており、本町も例外ではない。今後の公共施設等の更新（建替え）や維持管理に対しての財源配分を適正に行うことが必要になる。

⁵ 人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村のグループ。

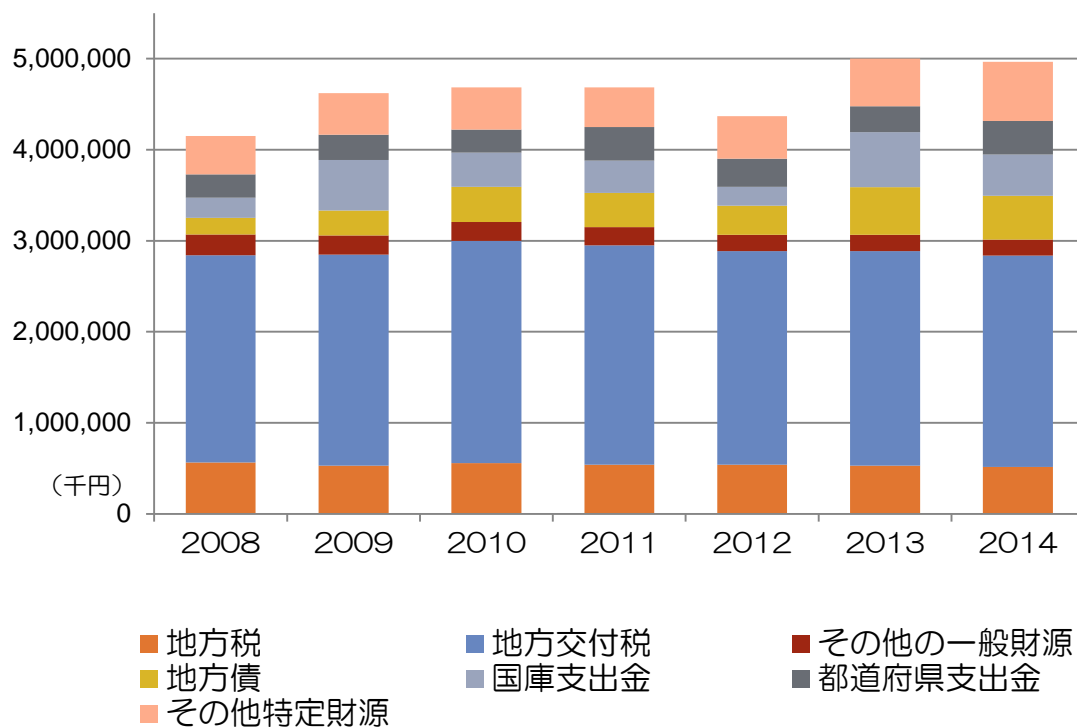
⁶ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高い（1.0 に近い）ほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

◆ 歳入

図表 2-4 歳入決算額の推移

(単位：千円)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
地方税	563,966	530,680	557,956	541,839	539,159	531,228	517,379
地方交付税	2,278,052	2,317,015	2,440,774	2,406,273	2,345,289	2,355,488	2,319,927
その他の一般財源	225,763	211,693	208,176	201,547	180,974	180,101	173,570
地方債	183,950	274,150	386,000	376,500	320,700	522,300	483,500
国庫支出金	221,598	553,593	376,088	353,353	205,581	602,546	452,509
都道府県支出金	256,563	278,163	251,219	369,361	308,771	284,856	369,116
その他特定財源	421,957	454,164	464,543	434,432	468,481	524,871	649,815
歳入合計	4,151,849	4,619,458	4,684,756	4,683,305	4,368,955	5,001,390	4,965,816

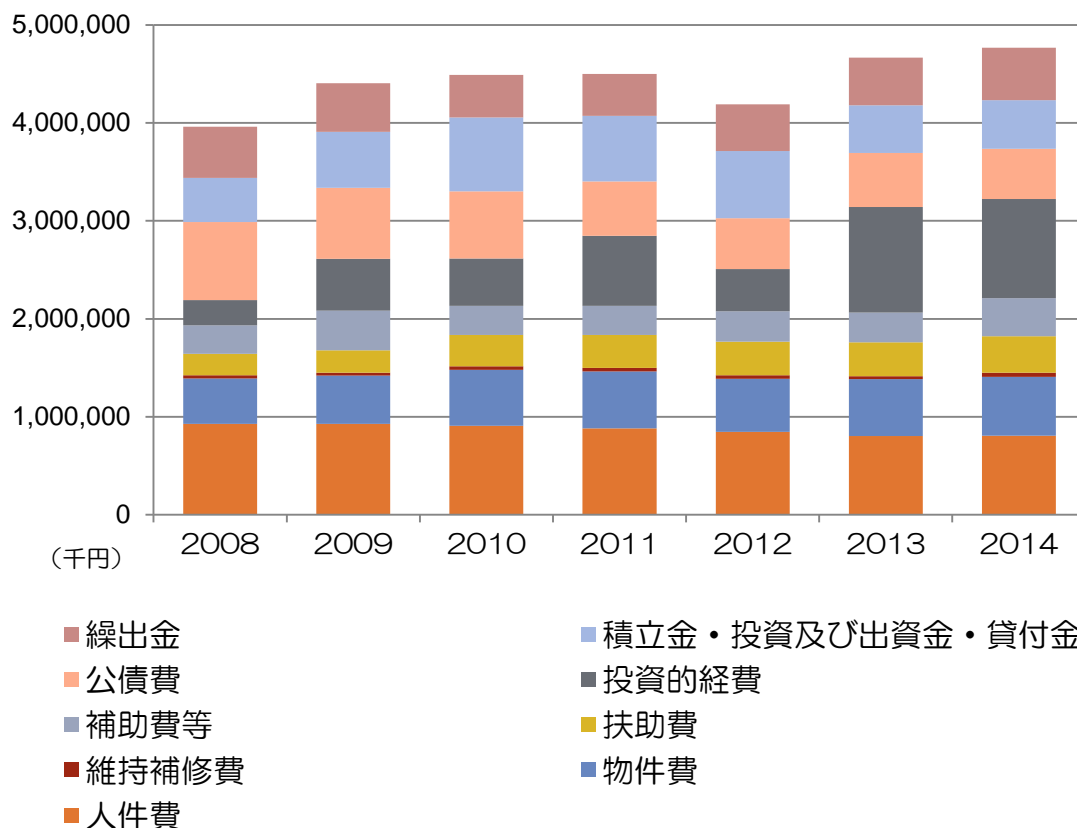


◆ 歳出

図表 2-5 歳出決算額の推移

(単位：千円)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人件費	929,107	926,603	908,141	883,594	846,309	803,792	806,121
物件費	460,887	494,897	571,984	579,786	541,946	581,396	601,270
維持補修費	34,673	29,874	34,628	35,426	35,873	29,546	43,237
扶助費	218,125	227,318	319,073	338,170	341,130	343,980	373,284
補助費等	291,270	406,427	297,151	295,544	313,191	305,239	388,173
投資的経費	257,566	528,523	483,744	715,187	431,050	1,077,830	1,010,994
公債費	795,593	724,248	686,104	553,622	518,945	551,946	511,695
積立金・投資及び出資金・貸付金	451,233	570,945	755,306	668,834	685,210	487,149	496,878
繰出金	523,854	497,060	433,933	430,490	476,677	486,242	537,040
合計	3,962,308	4,405,895	4,490,064	4,500,653	4,190,331	4,667,120	4,768,692



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

公共施設等総合管理計画では、本町が対象とするすべての公共施設を、建物系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つの類型に区分する。また、それら3区分をさらに機能別に分類し整理を行う。施設分類（機能別分類）は、図表3-1に従って行った。

加えて、次節より、これらの築年別整備状況、将来の更新費用の推計結果を掲載するが、その算定には、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）を用いた。施設分類ごとの更新単価は図表3-2にて示す。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

区分	類型	種別	主な施設（例）
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	集会所・公民館
	社会教育系施設	博物館等	神通発電所資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館
		レクリエーション施設・観光施設	道の駅
		保養施設	神山温泉
	産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	子育て支援施設	幼児・児童施設	すだちっこくらぶ
		幼稚園・保育園・こども園	保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	神山町養護老人ホーム
	行政系施設	庁舎等	役場・支所
消防施設		消防分団	
その他行政系施設		神山・佐那河内地域情報センター	
公営住宅	公営住宅	町営住宅	
公園	公園	農村ふれあい公園	
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物処理施設	
その他	その他	その他	
土木系 公共施設	道路	道路	町道・農道・林道
		橋りょう	橋りょう
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水処理場 配水池

◆ 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

- 更新費用の推計額
事業費ベースでの計算とする。
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。
- 計算方法
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。
延床面積×更新単価
- 更新単価
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
- 大規模改修単価
建て替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。
日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 大規模改修
建設後30年で行うものとする。
- 地域格差
地域格差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの
建て替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建て替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

図表 3-2：施設分類ごとの更新単価（公共施設等更新費用試算ソフト）

① 建物系公共施設

施設用途	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

② 土木系公共施設・企業会計施設

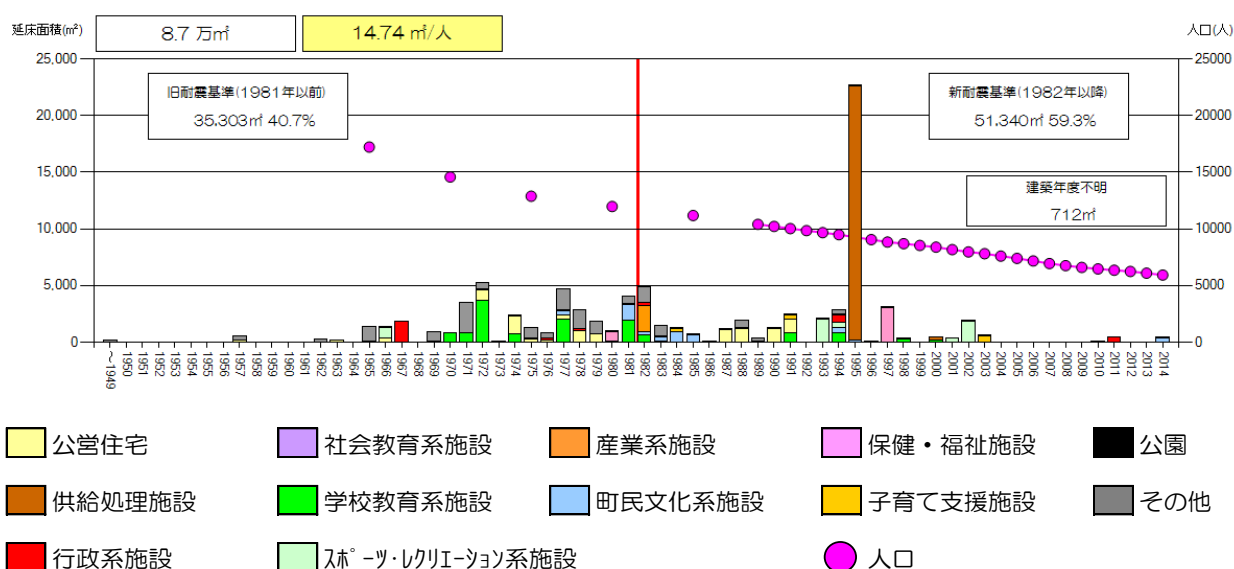
施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
橋りょう (RC、PC、石橋、木橋)	60 年	425 千円/㎡
		(鋼橋) 500 千円/㎡
簡易水道 水道管（管径別）	40 年	97～923 千円/m

第2節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）

◆ 築年度別整備状況

図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、1960 年代中頃から継続的に公共施設を整備してきた。2003（平成 15）年度以降は建設投資を抑制してきたことがわかる。1981（昭和 56）年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の 40.7%を占めている。なお、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念される。

図表 3-3：建物系公共施設 築年別整備状況⁷



神山中学校（1972 年）

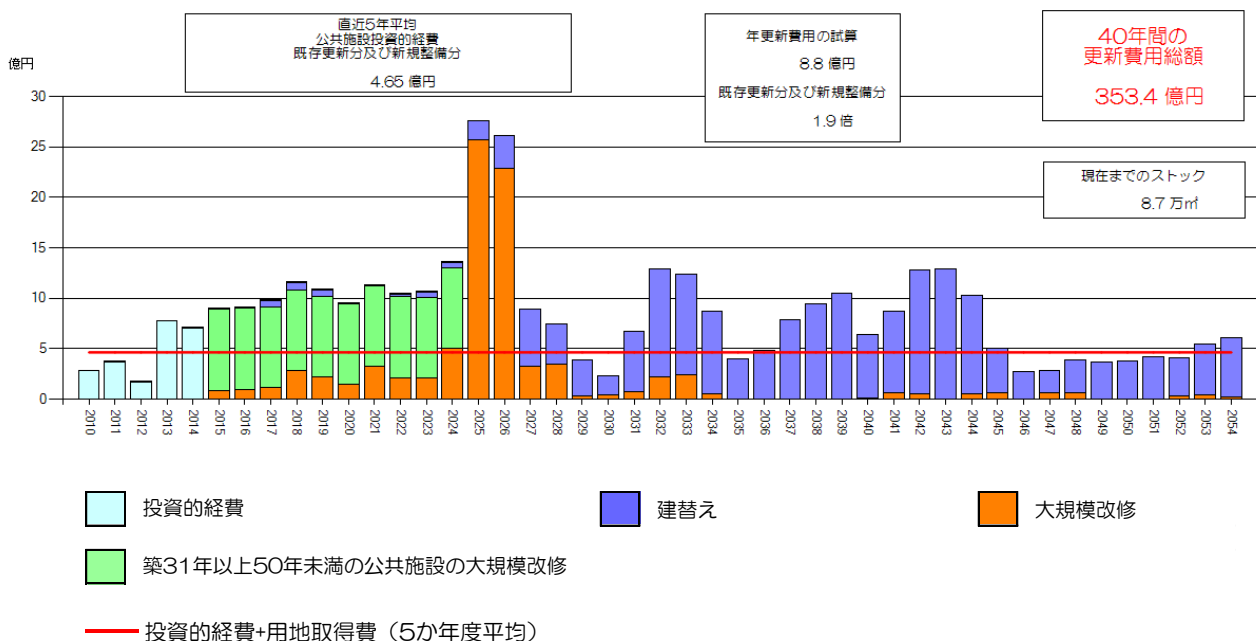
⁷ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

◆ 将来の更新費用の推計

図表 3-4 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設について、現状規模のまま建て替えを行った場合、2054（平成 66）年度までに約 353 億 4 千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 8 億 8 千万円かかる試算となった。直近 5 ヶ年度の公共施設にかかる投資的経費⁸の平均は、約 4 億 7 千万円であることから、現状の公共施設にかかる投資的経費の約 1.9 倍となる。この推計結果より、本町ではすでに公共施設の大規模改修の時期に差し掛かっており、今後 10 年間に大規模改修に多額の費用が発生すると見込まれている。加えて、2025（平成 37）年度以降は建替えによる多額の費用の発生が見込まれた。

第 2 章 4 節で述べたように、人口減少に伴い地方税収入の減額が見込まれることを考慮すれば、現状のままの施設規模を維持することは、困難であると考えられる。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した公共施設の在り方についての検討が必要となる。

図表 3-4：建物系公共施設の更新費用⁹



⁸ 支出の効果が長期にわたる（資本形成に向けられる）もので、施設など将来に残るものに支出される経費。

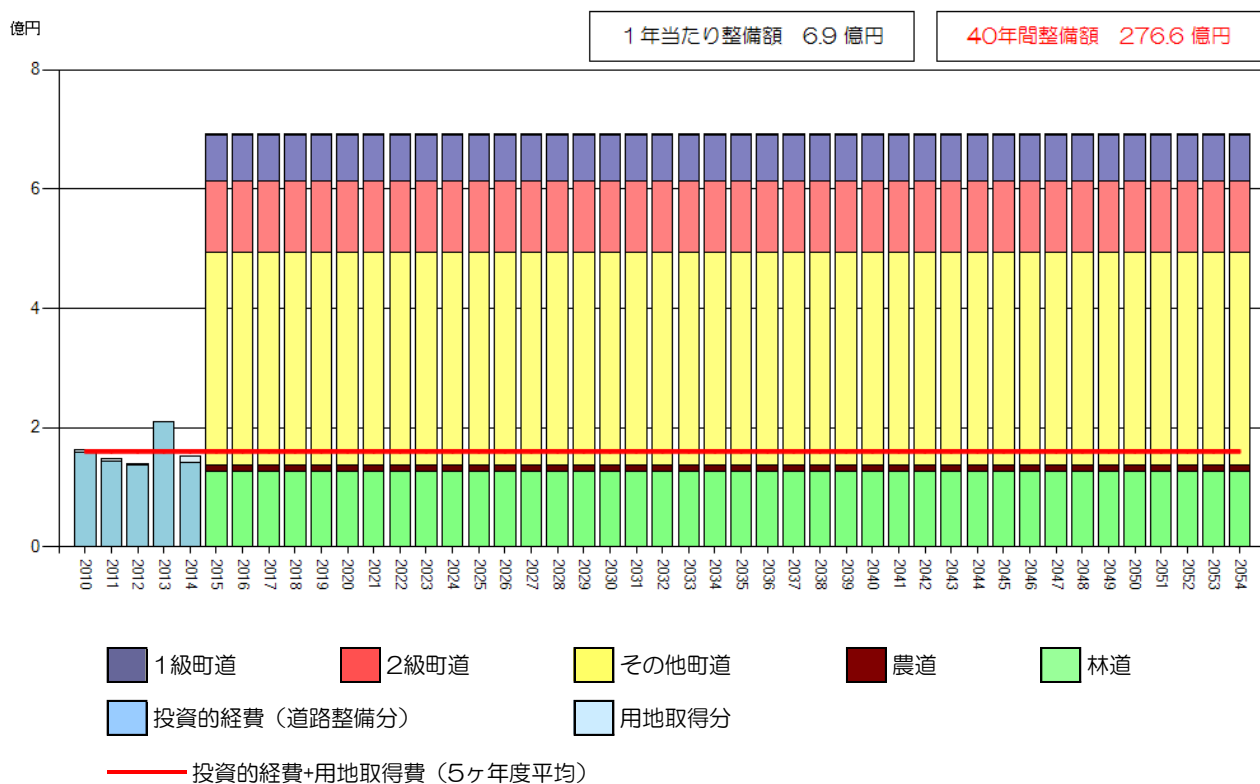
⁹ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

第3節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）

◆ 道路

図表 3-5 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2054 年度までに 276 億 6 千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 6 億 9 千万円かかる試算であった。また、道路の直近 5ヶ年度の投資的経費の平均が、約 1 億 5 千万円であることから、現状の道路にかかる投資的経費の約 4.6 倍となる。なお、更新単価は、図表 3-2 を参照した。

図表 3-5：道路の更新費用¹⁰



町道寄井本線



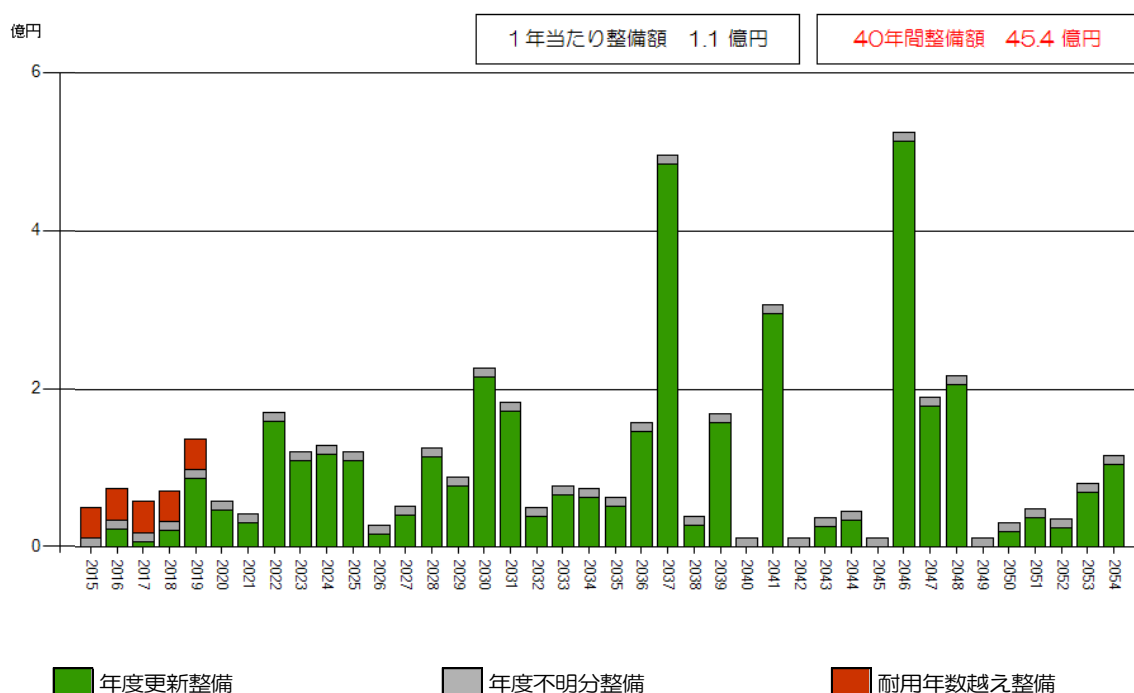
林道元山槻地線

¹⁰ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

◆ 橋りょう

図表 3-6 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する橋りょうについて、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2054 年度までに 45 億 4 千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 1 億 1 千万円かかる試算であった。今後は、これらの計画的かつ予防的な修繕費用が発生してくる。なお、更新単価は、図表 3-2 を参照した。

図表 3-6：橋りょうの更新費用¹¹



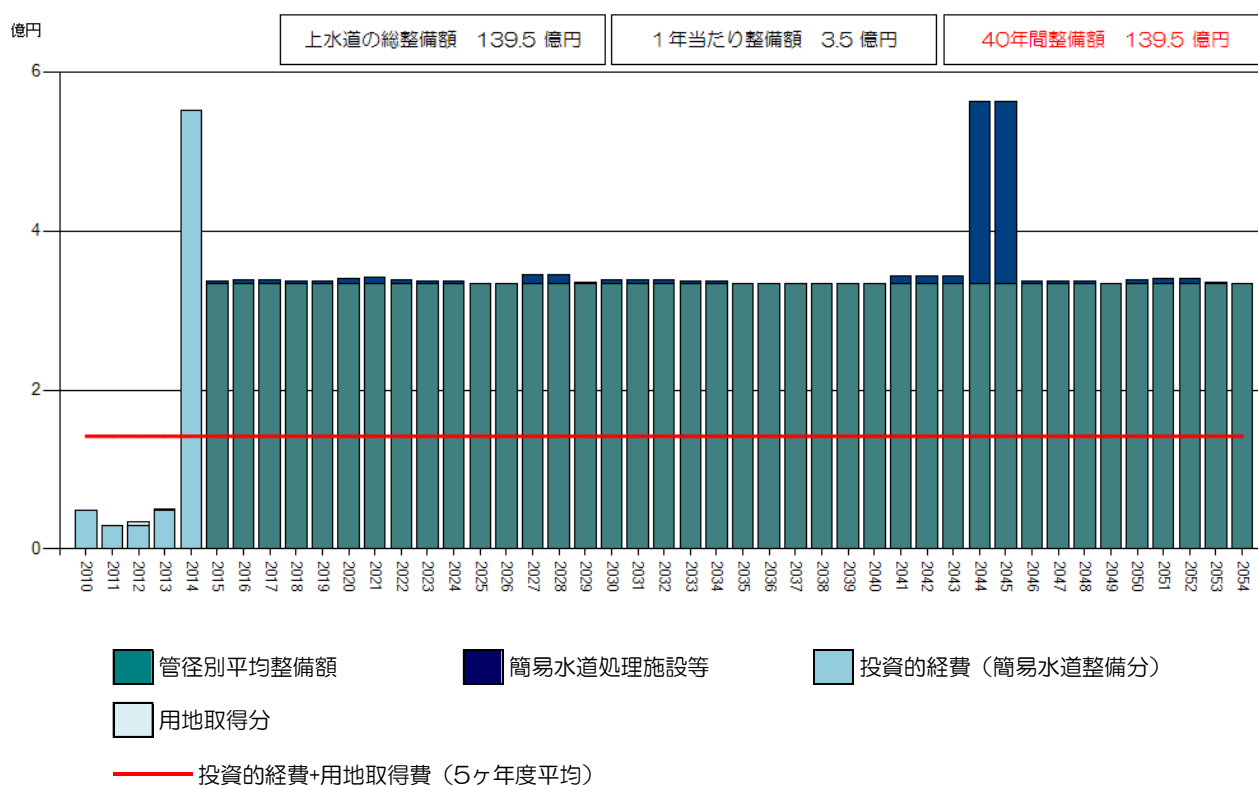
¹¹ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

第4節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）

◆ 簡易水道施設

図表 3-7 は、簡易水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する当該施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2054 年度までに 139 億 5 千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 3 億 5 千万円かかる試算であった。当該施設の直近 5 カ年度の投資的経費の平均は、約 1 億 4 千万円であることから、現状の公共施設にかかる投資的経費の約 2.5 倍となる。

図表 3-7：簡易水道施設の更新費用¹²



¹² 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

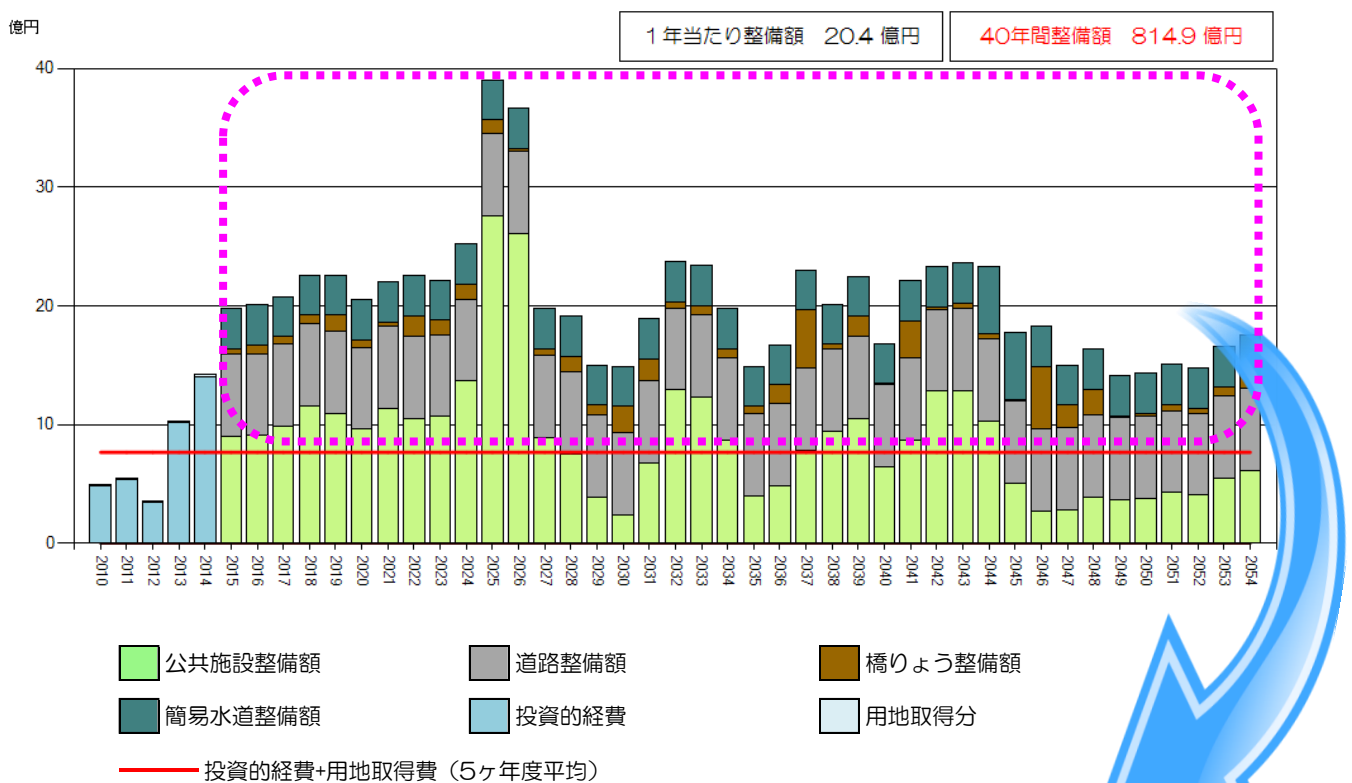
このソフトでは、簡易水道施設が上水道施設に含まれるため、総整備額については「上水道の総整備額」と明記する。

第5節 公共施設とインフラ全体（将来の更新費用の推計）

図表 3-8 は、建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の将来の更新費用を推計しており、第2節、3節で紹介した本町が所有する当該施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、2054年度までに814億9千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年20億4千万円かかる試算であった。

過去5ヶ年度の公共施設にかかる投資的経費と比較すると、年平均約7億5千万円であるため、現状の公共施設にかかる投資的経費の約2.7倍となる。（毎年約12億9千万円の不足が見込まれる。）

図表 3-8：公共施設とインフラ全体の更新費用¹³



年平均「7.5 億円」を超える部分を平準化し、圧縮させる必要がある。

¹³ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 計画期間

本計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとする。

第2節 基本方針について

公共施設等の長寿命化対策では、修繕や改修などによって機能維持を図るだけでなく、住民のニーズに応える付加価値を高めることができるかが重要となってくる。そのためには、既存施設のあり方の抜本的見直しに継続的に取り組み、長寿命化対象施設の厳選を図る。その上で、将来の人口推移や財政状況をしっかりと踏まえながら、公共施設の管理にあたっては、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとする。

第3節 維持管理方針

① 点検・診断等の実施方針

保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断する。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合がある。委託契約により実施している保守・点検・整備が委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握する。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすことが重要であり、点検範囲、点検周期を明確にしておくことも重要である。建物の劣化及び機能低下を防ぎ、住民のみなさまに美しく使っていただけるように、点検・診断等を恒久的に実施する。

また、現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となる。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などなど既往の診断があるものはそのデータを利用する。公共施設調書などから転用できるデータもあるので、これらの調査を十分に活用しながら、診断を定期的に行っていくこととする。

公共施設診断の対象となる評価項目として、図表4-1を挙げる。

図表 4-1 公共施設診断の対象となる評価項目¹⁴

評価項目		内容
安全性	① 安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
	⑦ 快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪ 顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

¹⁴ FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

全対象施設において点検・診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行する。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくこととする。

今後、住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図る。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進めることとする。中長期的な視点に立って、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進する。

③ 耐震化及び国土強靱化の実実施方針

本町では、一部の既存建築物について耐震補強を行っている。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物については、必要に応じ明確にしていく。

さらには、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害・豪雪災害及び、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図ると共に、県や近隣市町村と連携を図りつつ、国の定める国土強靱化に資する公共施設等の耐震化を推進していく。

④ 安全確保の実実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件である。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から備えておくことは、施設管理者にとって最も重要なポイントとなる。点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等または、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、本計画や個別施設計画に基づきスピード感を持って安全対策や除却等を推進する。施設の安全確保に係る項目としては、耐久性、不具合の状況や敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性の把握が重要となる。本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施することとする。なお、一部危険性の認められたものについては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合がある。

一方、除却に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用する。

安全確保の実実施方針として、図表 4-2 を挙げる。

図表 4-2 安全確保の実施方針¹⁵

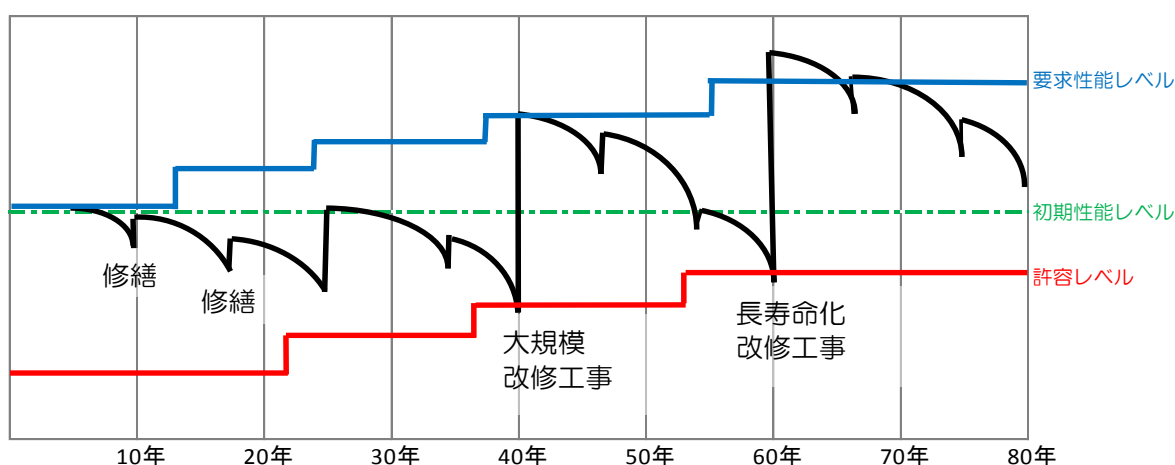
		評価項目		内容	
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数 耐用年数（償却）	経過年数の割合（％） 法定耐用年数	
		耐久性	構造材耐久性 外壁・屋根耐久性 付属設備耐久性	構想耐用年数と築年との差 外壁屋根耐用年数と改修年との差 設備耐用年数と改修年との差	
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体 土台 柱・梁、壁、床等	沈下・亀裂・欠損の状況 腐食、欠損の状況 亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況	
			外部仕上の不具合	屋根 外壁・屋根 窓枠、サッシ、ガラス	排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況 剥落、落下、ひび割れの状況 腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
				内部仕上の不具合	天井 内壁 床
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段 広告塔、吊看板等		傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況 浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備の不具合	電気設備機器本体 給排水衛生設備機器本体 空調換気設備機器本体 搬送設備機器本体 その他設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況	
			自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害	液状化、警戒区域、危険区域等の有無
	安全性	敷地の安全性	敷地安全対応策	地盤安定性 緊急自動車接近 地盤調査結果	地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無 道路幅員 軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
			建物の安全性	構造安全性	基礎の安全性
地震安全性				建築年 耐震補強 免震、制震	1981年6月以前 有無 有無
		対落雷安全性		避雷針	有無
火災の安全性		耐火、避難、消 化安全性	延焼防止、避難経路確保、 消火活動・経路確保	防火性能、避難路の状況、防火設備の状況	
生活環境 の安全性		空気質安全性	空気質安全性の確保	ホルムアルデヒド・トルエン等の状況	
		水質安全性	水質検査	有無	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性 落下物防止性	転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 落下物防止に対する安全要件の満足度	
			有害物質排除性	アスベスト、PCB、フロ ン・ハロン対策	排除状況
公害防止性		日照・通風障害、電波障 害、外構の維持	防止要件の満足度、保全要件の満足度		

¹⁵ FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考

⑤ 長寿命化の実施方針

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を一世代相当分延長することを目標とする。目標を達成するため、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととする。また、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期に建て替える場合と比べて、LCC（ライフサイクルコスト）の削減を図ることとする。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。

図表 4-3 長寿命化における経過年数と機能・性能



図表 4-3 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものである。建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となってくる。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

さらに、施設の寿命を、例えば 80 年まで延ばすためには長寿命化改修工事が必要となる。

本町の公共施設等では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討していく。

⑥ 統合や廃止の推進方針

統合や廃止の検討に当たっては、将来の人口見通しや行政コスト縮減を鑑み、施設総量や配置の最適化を図る。しかし、公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念される。それを最小限にするため、種々の公共施設コンパクト化の施策について住民合意を要することになると考えている。本町の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民、議会等と協議しながら検討していくこととする。

その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、多角的な視野を持ち、今後その地域に必要なものがいったい何なのかを幅広く自由に発想していくこととする。

また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出し、施設を診断する。診断は、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価する。評価方法は施設のハード面だけではなく、ソフト面からも診断を行う。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とする。図表4-4は、診断結果と取組の方向性を示す。

図表 4-4 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	ハード面	ソフト面
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画の策定 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的かつ効率的な運用を検討 それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画の策定 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 建替更新時の規模縮小の検討 多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> 施設廃止後は、建物解体 施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設への統合を検討 他施設との複合化を検討 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

さらに、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、スピード感を持って実施することとする。

除却を行う場合は、地方債の特例措置を有効的に活用する。

なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画で定め、その都度、明確に提示していく。

⑦ 住民との情報共有の実施方針

本計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠である。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報についてHPをはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととする。

⑧ PPP/PFI¹⁶活用の実施方針

今後、PPP/PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを積極的に活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとする。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、さらには新たな歳入の確保を図るため、PPP/PFI・コンセッション等の新たな行政手法の導入件数を今後検討していく。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠である。そこで、計画の初年度である平成28年度に、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組みの推進、必要な研修等を行う。また、教育機関、関連団体などの知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、総合管理計画の推進を図ることとする。

¹⁶ PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）は、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せにする民間委託などを含む手法。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

⑩ フォローアップ方針

本計画に沿った、個別施設に対する行動計画となる「アクションプラン」を段階的に策定する。「アクションプラン」に基づいた「プロジェクトマネジメント」を実施し、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施する。また、アクションプランに基づき、公共施設等の日常運営や維持・補修を行う。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、今後同様に継続して実施していく。

上記の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から評価を行い、統括管理としてこれらの取りまとめも継続的に実施する。この際、アクションプランとの差異が認められた場合は改善活動を実施し、本計画（及びアクションプラン）に戻り、評価内容に従いアクションプランの改訂を実行する。その上で改訂されたアクションプランに従い、再び新たなプロジェクトマネジメントや新たな運営維持活動に取り組むこととする。

第4節 全体目標

第3節の維持管理方針のもと、全体目標を設定する。全体目標の設定に当たっては、公共施設（第3章2節：建物系公共施設）とインフラ系（第3章3節：土木系公共施設、第3章4節：企業会計施設）に大別し、公共施設については、新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、施設総量を縮減する方向性を打ち出していく。

① 公共施設（第3章2節：建物系公共施設）

- 今後10年以内に、延床面積を2割程度削減
- 既存施設を最大限に有効活用する
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

図表3-3（第3章2節）において、本町の所有する建物系公共施設の総延床面積が8.7万㎡であった。これらの更新や維持管理に多額の費用が見込まれることや、現在、活用していない施設も存在することから、統廃合を積極的に実施し、既存施設の有効活用や民間資本の活用の模索等により、今後10年以内に総延床面積を2割程度削減することを目標に据える。また、移住定住や仕事の場の創出には新規施設の整備も必要になることが推測できるため、施設の改修・更新にかかる将来コストの試算や、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果などを考慮しつつ整備を行うこととする。

バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を実施、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進していく。

② インフラ系（第3章3節：土木系公共施設、第3章4節：企業会計施設）

- 新設及び改修、更新はバランスよく実施する
- ライフサイクルコストの縮減に取り組む
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

道路や橋りょう、簡易水道施設といった施設種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等を考慮し、重要度に応じた管理水準を整備していく。現状の投資額をできるだけ維持し、その範囲内で、費用対効果や経済波及効果などを考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施していく。恒久的な点検を行い、現状把握を怠らず、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行う。長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、各施設における個別施設計画を策定・推進に向けての管理に関する基本的な方針を提示する。第4章で述べた方針に加え、情報管理・共有の実施方針と、計画推進体制の構築方針を合わせて、今後の把握・分析に利用していくこととする。また、各施設を第3章の建物系・土木系・企業会計の3区分にて明記する。図表3-1（11頁）を再掲載する。

図表 3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

区分	類型	種別	主な施設（例）
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	集会所・公民館
	社会教育系施設	博物館等	神通発電所資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館
		レクリエーション施設・観光施設	道の駅 神山温泉
	産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	子育て支援施設	幼児・児童施設	すだちっこくらぶ
		幼稚園・保育園・こども園	保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	神山町養護老人ホーム
	行政系施設	庁舎等	役場・支所
		消防施設	消防分団
		その他行政系施設	神山・佐那河内地域情報センター
	公営住宅	公営住宅	町営住宅
公園	公園	農村ふれあい公園	
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物処理施設	
その他	その他	その他	
土木系 公共施設	道路	道路	町道・農道・林道
		橋りょう	橋りょう
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水処理場 配水池

第1節 建物系公共施設

① 町民文化系施設

図表 5-1：町民文化系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
集会施設	大中尾多目的集会所	大中尾多目的集会所	上分字大中尾54	100.00	1984
	上分公民館及び上分基幹集落センター	公民館	上分字川又西13	27.01	2014
		基幹集落センター		437.24	
	門屋多目的研修集会所	門屋多目的研修集会所	上分字門屋175	43.32	1983
	下分労働環境改善センター	下分労働環境改善センター	下分字宇井113	100.02	1983
	下分公民館及び下分生活改善センター	下分公民館	下分字今井125-3	743.92	1984
		下分生活改善センター		170.88	1995
	日浦地区多目的研修集会所	日浦地区多目的研修集会所	神領字北77-2	100.00	1981
	神領公民館	神領公民館	神領字大埜地389-1	358.81	1994
	大久保地区多目的研修集会所	大久保地区多目的研修集会所	神領字西大久保111-2	79.20	1981
	南谷西地区多目的研修集会所	南谷西地区多目的研修集会所	鬼籠野字元山90	113.25	1983
	鬼籠野公民館及び鬼籠野生活改善センター	鬼籠野生活改善センター	鬼籠野字川東118	171.42	1977
		鬼籠野公民館		345.00	1981
	中央地区多目的研修集会所	中央地区多目的研修集会所	鬼籠野字喜来237-1	100.00	1984
阿川公民館及び阿川生活改善センター	阿川生活改善センター	阿野字地ノ平138-1	156.51	1977	
	阿川公民館		550.00	1985	
	阿川出張所		6.90	1989	
神木地区多目的研修集会所	神木地区多目的研修集会所	阿野字神木313-5	114.00	1982	

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
集会施設	代次地区多目的研修集会所	代次地区多目的研修集会所	阿野字代次200-1	56.08	1994
	阿川日浦地区多目的研修集会所	阿川日浦地区多目的研修集会所	阿野字日浦	60.00	1985
	駒坂地区多目的研修集会所	駒坂地区多目的研修集会所	阿野字駒坂155	60.00	1983
	養瀬地区多目的研修集会所	養瀬地区多目的研修集会所	阿野字北養瀬65-1	62.29	1987
	広野公民館	広野公民館	阿野字五反地295-1	861.00	1981
	橘谷馬地地区多目的研修集会所	橘谷馬地地区多目的研修集会所	阿野字馬地21	69.00	1981
	行者野地区多目的研修集会所	行者野地区多目的研修集会所	阿野字南行者野37-3	133.54	1982
	長谷地区多目的研修集会所	長谷地区多目的研修集会所	阿野字長谷368-1	54.00	1983



神領公民館

類型	種別	項目	基本的な方針
町民文化系施設	○ 集会施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	東西に広い本町では、住民サービスの維持のためにも旧村単位で公民館を維持することは必須である。日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	点検結果により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	各公民館の耐震診断は完了、耐震化については平成27年度で完了する。
		⑤長寿命化の実施方針	耐震化はほぼ完了しているものの、修繕が必要な箇所はあり、劣化状況、危険度により優先順位を設け適切に修繕を行い長寿命化に努める。
		⑥統合や廃止の推進方針	旧村単位での公民館の維持は住民サービスを維持していくためにも必要であり統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

② 社会教育系施設

図表 5-2：社会教育系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
博物館等	神通発電所資料館	神通発電所	上分字中津137	63.99	1977
		工場		74.11	1980
		便所		1.81	1980
		倉庫		15.37	1980

類型	種別	項目	基本的な方針
社会教育系施設	○博物館等	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在統合や廃止の検討は行っていないが、施設の老朽化や今後の社会情勢を考慮しつつ、必要性が認められない場合は、移転や廃止の検討を行うこととする。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

③ スポーツ・レクリエーション系施設

図表 5-3：スポーツ・レクリエーション系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
スポーツ施設	町民グラウンド	神山町民総合運動場管理センター	神領字大埜地389-1	22.00	1994
		社会体育機械器具管理庫		425.94	1994
		器具庫（町民総合運動場横）	神領字大埜地401-1	16.25	1994
	町民体育館	神山町民体育館	神領字大埜地393-2	1,032.00	1966
レクリエーション系施設	道の駅 温泉の里神山	栗生の館	神領字西上角151-1	257.00	2001
		直売所（増築）		46.21	2001
		倉庫		5.32	2001
		自動販売機収納小屋		5.12	2001
		東屋		8.41	2001
保養施設	神山温泉 ホテル四季の里	神山温泉宿泊研修施設（ホテル四季の里）	神領字本上角80-2	2,011.85	1993
		神山温泉保養センター		1,940.38	2002



神山温泉 ホテル四季の里

類型	種別	項目	基本的な方針
スポーツ・レクリエーション系施設	○スポーツ施設 ○レクリエーション施設・観光施設 ○保養施設	①点検・診断等の実施方針	管理者による日常点検で劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	建替えにより耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	市民の健康維持としても重要なスポーツ施設であり廃止は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

④ 産業系施設

図表 5-4：産業系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
産業系施設	下分農産加工所	下分農産加工所	下分字今井125-3	172.00	—
	神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス	ふるさと就労施設	下分字地野49-1	619.48	1982
	農村環境改善センター	神山町農村環境改善センター	神領字中津132	1,682.08	1982



神山町農村環境改善センター

類型	種別	項目	基本的な方針
産業系施設	○産業系施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。下分農産加工所については管理団体が高齢化と後継者不足に直面しており、管理団体の若返りや変更を検討する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	各施設は町の産業を支える施設であるため、必要に応じ耐震化を図っていく。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る
		⑥統合や廃止の推進方針	各施設は町の産業を支える施設であるため、統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	劣化状況、危険度を管理者、担当部署で共有し、効率的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署でしっかり情報共有をし、効果的に計画を推進する。

⑤ 学校教育系施設

図表 5-5：学校教育系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度	
学校	神領小学校	神領小学校	神領字大埜地411-1	1,887.00	1981	
		屋内運動場		643.00	1982	
		水泳プール附属建物		73.10	1983	
	神山中学校	神山中学校	神領字西上角	1,000.00	1972	
				2,673.00	1972	
		屋内運動場		701.00	1974	
		技術室		248.00	1977	
		屋内運動場附属建物 (便所)		20.00	1977	
	広野小学校	広野小学校	阿野字広野42	788.00	1970	
				793.00	1971	
				345.00	1998	
		屋内運動場		797.00	1991	
	神山東中学校	神山東中学校	阿野字広野22	1,725.00	1977	
					220.08	2000
				倉庫及び部室	60.00	2010
屋内運動場				830.00	1994	
	広野休憩所 (公衆便所)		40.89	2010		



神領小学校

類型	種別	項目	基本的な方針
学校教育系施設	○学校	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕などを行い、安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	耐震化は実施済である。
		⑤長寿命化の実施方針	耐震化は実施しているものの経年劣化により修繕が必要な箇所も見られることから、適切な管理と修繕を行い長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	一定の統廃合は実施済であり、今後の社会情勢を考慮しつつ必要性が認められれば更なる統廃合を実施する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	劣化状況、危険度を管理者、担当部署で共有し効率的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署でしっかり情報共有を行い、効果的に計画を推進する。

⑥ 子育て支援施設

図表 5-6：子育て支援施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
幼児・児童 施設	すだちっこくらぶ	すだちっこくらぶ	神領字大埜地408-3	267.00	1984
幼稚園・ こども園 ・保育園 ・	下分保育所	下分保育所	下分字西寺16-1	362.07	1991
	広野保育所	広野保育所	阿野字広野154-1	573.00	2003

類型	種別	項目	基本的な方針
子育て支援施設	○ 幼児・児童施設 ○ 幼稚園・保育園・こども園	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	広野、下分両保育所は町の子育て施設として重要な役割を果たしており必要に応じて耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	保育所への入所希望者は多く統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑦ 保健・福祉施設

図表 5-7：保健・福祉施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
高齢福祉施設	高齢者生産活動センター	高齢者生産活動センター	神領字本上角93-1	903.75	1980
	神山町養護老人ホーム、デイサービスセンター	神山町養護老人ホーム、デイサービスセンター	神領字西上角127	3,032.95	1997

類型	種別	項目	基本的な方針
保健・福祉施設	○ 高齢福祉施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	既に耐震化済みである。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	今後重要な役割を果たす施設であるため、統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑧ 行政系施設

図表 5-8：行政系施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
庁舎等	神山町役場	神山町役場	神領字本野間100	1,824.40	1967
		情報無線室		1.20	1985
		電算室		15.60	1990
		新館		746.89	1994
		書庫		50.00	—
広野支所	広野支所	阿野字五反地295-1	36.58	1981	
消防施設	神山町消防団上分分団第1部	神山町消防団上分分団第1部	上分字金泉	60.00	1982
	神山町消防団上分分団第2部	神山町消防団上分分団第2部	上分字川又	57.00	1969
	神山町消防団上分分団第3部	神山町消防団上分分団第3部	上分字立岩136-1	60.16	1991
	神山町消防団上分分団第4部	神山町消防団上分分団第4部	上分字江畠	60.00	1996
				14.89	1996
	大中尾自衛消防隊格納庫兼大中尾集会所	神山町消防団上分分団第5部格納庫	上分字大中尾54	12.42	1984
	中津自衛消防隊格納庫兼中津公会堂	中津自衛消防隊格納庫兼中津公会堂	上分字中津	91.20	1982
	江田消防コミュニティーセンター	江田コミュニティー消防センター	上分字江田1073-1	75.24	1986
	神山町消防団下分分団第1部	神山町消防団下分分団第1部格納庫	下分字今井133-14	58.50	1973
	神山町消防団下分分団第2部詰所	神山町消防団下分分団第2部詰所	下分字中稲原91-1	86.64	1976
	神山町消防団下分分団第3部	神山町消防団下分分団第3部	下分字安吉2-41,2-42	27.00	1994
63.00				1997	
神山町消防団左右内分団第3部格納庫	神山町消防団左右内分団第3部格納庫	下分字地中	60.00	1985	

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
消防施設	神山町消防団下分分団 第五部格納庫	神山町消防団下分分団 第5部格納庫	下分字鍋岩207-1	59.56	1975
	若松自衛消防隊	若松自衛消防隊	下分字城川内	60.78	1982
	喜来谷自衛隊消防隊格 納庫兼喜来谷集会所	喜来谷自衛隊消防隊格 納庫兼喜来谷集会所	下分字中喜来	60.00	1983
	神山町消防団神領分団 第7部	神山町消防団神領分団 第7部	神領字本野間100	58.00	1972
	大埜地消防倉庫	大埜地消防倉庫	神領字大埜地393-2	48.00	1985
	名西消防組合神山署	名西消防組合神山消防 署	神領字本野間97	459.80	2011
	神山町消防団鬼籠野分 団第1部	神山町消防団鬼籠野分 団第1部	鬼籠野字一ノ坂508-3	59.22	1978
	神山町消防団鬼籠野分 団第2部（中内集会所）	神山町消防団鬼籠野分 団第2部（中内集会所）	鬼籠野字中内11	65.50	1978
	神山町消防団鬼籠野分 団第3部	神山町消防団鬼籠野分 団第3部	鬼籠野字喜来239-1	72.20	1990
	神山町消防団鬼籠野分 団第4部格納庫	神山町消防団鬼籠野分 団第4部 物置	鬼籠野字川東118	60.00	1981
				6.60	—
	神山町消防団阿川分団 第1部	神山町消防団阿川分団 第1部	阿野字本名179-1	38.08	1974
				59.22	1998
	神山町消防団阿川分団 第2部格納庫	神山町消防団阿川分団 第2部	阿野字地ノ平125	21.20	1987
	神山町消防団阿川分団 第3部（宇度木集会所）	神山町消防団阿川分団 第3部（宇度木集会所）	阿野字宇度木320-1	60.02	1989
神山町消防団阿川分団 第4部（宮分集会所）	神山町消防団阿川分団 第4部（宮分集会所）	阿野字宮分164	60.00	1978	
神山町消防団阿川分団 第5部	神山町消防団阿川分団 第5部	阿野字松尾	81.00	1982	

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
消防施設	神山町消防団広野分団 第1部詰所	神山町消防団広野分団 第1部詰所	阿野字齒ノ辻211	65.00	1976
	神山町消防団広野分団 第2部	神山町消防団広野分団 第2部	阿野字河口60-1	60.00	1965
				22.86	1989
	神山町消防団広野分団 第3部（倉目集会所）	神山町消防団広野分団 第3部（倉目集会所）	阿野字北倉目260-1	60.00	1988
神山町消防団広野分団 第4部詰所兼格納庫	神山町消防団広野分団 第4部詰所兼格納庫	阿野字五反地1-2	60.69	1984	
その他 施設 行政	神山・佐那河内地域情 報センター	神山・佐那河内地域情 報センター	鬼籠野字西分50-6	120.78	—



神山町役場

類型	種別	項目	基本的な方針
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等 ○消防施設 ○その他行政系施設 	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	消防施設の多くは耐震化が実施できておらず、必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	消防団の統廃合が必要となっているが、統廃合の実施は消防団との協議が必要であり流動的である。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑨ 公営住宅

図表 5-9：公営住宅の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公 営 住 宅	川又南団地 (単独住宅)	川又南団地	上分字川又南148	120.00	1976
				30.02	1976
				30.02	1976
				30.02	1976
	今井団地	今井団地1棟	下分字今井437	138.51	1972
		今井団地2棟		230.85	1972
		今井団地3棟		230.85	1972
		今井団地4棟		184.68	1972
		今井団地5棟		138.51	1972
		集会所		50.00	1972
	下分団地	下分団地	下分字西稻原431-1	986.56	1978
		集会所		48.00	1978
	第2寄井団地	第2寄井団地A棟	神領字北80	1,173.28	1990
		第2寄井団地B棟		1,198.01	1991
		集会所		63.75	1991
	神領団地	神領団地	神領字中津155-1	34.71	1952
	鬼籠野団地	鬼籠野団地1	鬼籠野字東分18	57.80	1957
		鬼籠野団地2		57.80	1957
		鬼籠野団地3		34.70	1957
	西分団地	西分団地	鬼籠野字西分336-1	62.80	1963
62.80				1963	
62.80				1963	
井ノ谷団地	井ノ谷団地1棟	阿野字井ノ谷39-2	369.96	1979	
	井ノ谷団地2棟		369.96	1979	
	集会所		70.00	1974	

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公営住宅	河口団地	河口団地	阿野字雨返58-1	124.00	1966
	下地団地	下地団地1号	阿野字下地170	313.44	1974
		下地団地2号		313.44	1974
		下地団地3号		313.44	1974
		下地団地4号		313.44	1974
		下地団地5号		313.44	1974
		下地団地6号		261.20	1975
		下地団地7号		216.72	1977
		下地団地8号		108.36	1977
		集会所		50.00	1974
		共同作業所		101.56	1977
	高瀬団地	高瀬団地A棟	阿野字歯ノ辻374	1,120.21	1987
		高瀬団地B棟	阿野字歯ノ辻397-1	1,120.21	1988
		集会所	阿野字歯ノ辻460-4	69.72	1988
歯ノ辻団地	歯ノ辻団地	阿野字歯ノ辻156-1	62.04	1966	
		阿野字歯ノ辻157-1	144.08	1966	



第2 寄井団地

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
公営住宅	○公営住宅	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	老朽化の進んだ住宅については、更新時に耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	老朽化の進んだ住宅については住宅需要を考慮し、建替え、廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑩ 公園

図表 5-10：公園の整備状況（建物系）

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公園	農村ふれあい公園	管理棟兼直売所	神領字西上角237-1	96.00	—
		水車小屋		9.00	1994
		あづま屋		16.00	1994
		倉庫		6.00	1994



農村ふれあい公園

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
公園	○公園	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在統合や廃止といった検討は行っていない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑪ 供給処理施設

図表 5-11：供給処理施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
供給 処理 施設	一般廃棄物処理施設	管理棟	阿野字南倉目19-1	986.15	1995
		処理施設		21,513.85	1995
		リサイクルセンター		226.54	2000

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
供給処理施設	○供給処理施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕を行う。しかし今後更新する際、当該施設は多額の更新費用や維持費、人件費等が見込まれることより、町営を廃止し、新たに民間委託や民間資本の活用を検討していく。
		③安全確保の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	既に耐震済みである。
		⑤長寿命化の実施方針	長寿命化は実施しない。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在、町内に1ヶ所しか存在しないため、統合の検討は行っていない。しかし、今後の更新時においては、町営の当該施設は廃止とし、新たに民間委託や民間資本の活用を検討していく。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑫ その他

図表 5-12：その他の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度	
その他	上分校舎A	上分小学校	上分字川又西158	576.00	1972	
					899.00	1983
		屋内運動場		465.00	1976	
		プール付属室		19.00	1976	
	上分校舎B	上分中学校	上分字川又南255	1,604.00	1978	
				570.00	1981	
		上分中学校外便所		9.90	2010	
	下分校舎	特別教室	下分字西寺28	212.00	1949	
		屋内運動場		622.00	1965	
		プール付属建物		11.00	1973	
		下分小学校		1,556.00	1977	
	左右内校舎	管理室	下分字鍋岩168	429.00	1957	
屋内運動場		400.00		1979		
神山町左右内生活改善センター		下分字鍋岩	144.88	—		

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
その他	神山中学校寄宿舎	本館	神領字大埜地374-1	71.00	1969
		本館		580.00	1971
		南寮		1,285.00	1971
		南・本館通路		6.00	1971
		本館		16.00	1971
		機械室		30.60	1971
		神山町学校給食調理場 神領共同調理場		214.00	1989
		旧教職員住宅大埜地団地		121.80	—
		中寮		773.00	1969
		中・北寮通路		41.00	1971
		中・北寮通路		27.00	1971
	北寮	685.00	1971		
	鬼籠野校舎	特別教室	鬼籠野字川東119	272.00	1962
		鬼籠野小学校		630.00	1975
鬼籠野小学校		695.00		1979	
屋内運動場		701.00		1988	
倉庫		58.00		1993	
鬼籠野一ノ坂校舎	鬼籠野小学校一ノ坂分校	鬼籠野字一ノ坂514	269.00	1977	
	鬼籠野幼稚園一ノ坂分園		31.00	1977	
阿川校舎	特別教室棟	阿野字地ノ平132-2	267.00	1965	
	屋内運動場		442.00	1965	
	屋内運動場附属建物 (便所)		12.00	1966	
	阿川小学校		1,421.00	1982	

つづき

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
その他	阿川園舎	阿川園舎	阿野字地ノ平135-1	96.00	1983
				80.00	1989
	神通滝公衆便所	神通滝公衆便所	上分字江田1428-2	5.40	2002
	大中尾公衆便所	公衆便所	上分字大中尾56	5.50	2014
	鍋岩西公衆便所	公衆便所	下分字鍋岩186-1	34.80	1997
	衛門三郎公衆便所	衛門三郎公衆便所	下分字地中172	9.40	1979
	一本杉公衆便所	一本杉公衆便所	下分字城川内2	3.60	1980
	雨乞の滝公衆便所	雨乞の滝公衆便所	神領字宇谷179-4	13.10	1995
	創造の森公衆便所	創造の森公衆便所	神領字西上角239-1	15.30	1994
	玉ヶ太尾公衆便所	玉ヶ太尾公衆便所	阿野字府中322-1	6.00	1996
	柳水庵公衆便所	柳水庵公衆便所	阿野字松尾790	6.16	1982
	長瀬公衆便所	長瀬公衆便所	阿野字長瀬84-5	5.58	1987
	高瀬公衆便所	高瀬公衆便所	阿野字齒ノ辻401-1	27.39	2003
	齒ノ辻公衆便所	齒ノ辻公衆便所	阿野字齒ノ辻113	5.27	1987
	神山町教職員住宅 今井団地	神山町教職員住宅 今井団地	下分字今井124-1	120.10	1975
				120.10	1975
			120.10	1975	
神山無線中継所	神山無線中継所	下分字栗生野282-9	291.70	1994	
松尾休憩所	松尾休憩所	阿野字松尾787-2	13.30	2003	

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
その他	○その他	①点検・診断等の実施方針	維持管理委託者による日常点検及び、保守点検業者による定期検査を併せて実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検及び適検査により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新などを実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検及び定期検査により把握した劣化状況、危険度を基に適切な時期に修繕を実施していき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	老朽化の進んだ施設については、利用状況も考慮し、更新時に耐震化を図っていく。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検及び定期検査により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を実施していき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	老朽化の進んだ施設については、利用状況も考慮し、建替え、廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い効果的に計画を推進する。

第2節 土木系公共施設

① 道路

図表 5-13：道路の整備状況

種別	実延長 合計 (m)	道路面積 道路部 (㎡)
1級 (幹線) 町道	51,223	249,671
2級 (幹線) 町道	96,555	379,096
その他の町道	348,663	1,138,898
農道	10,079	36,610
林道	113,194	314,551
自転車歩行者道 (※)	697.0	1,727.0

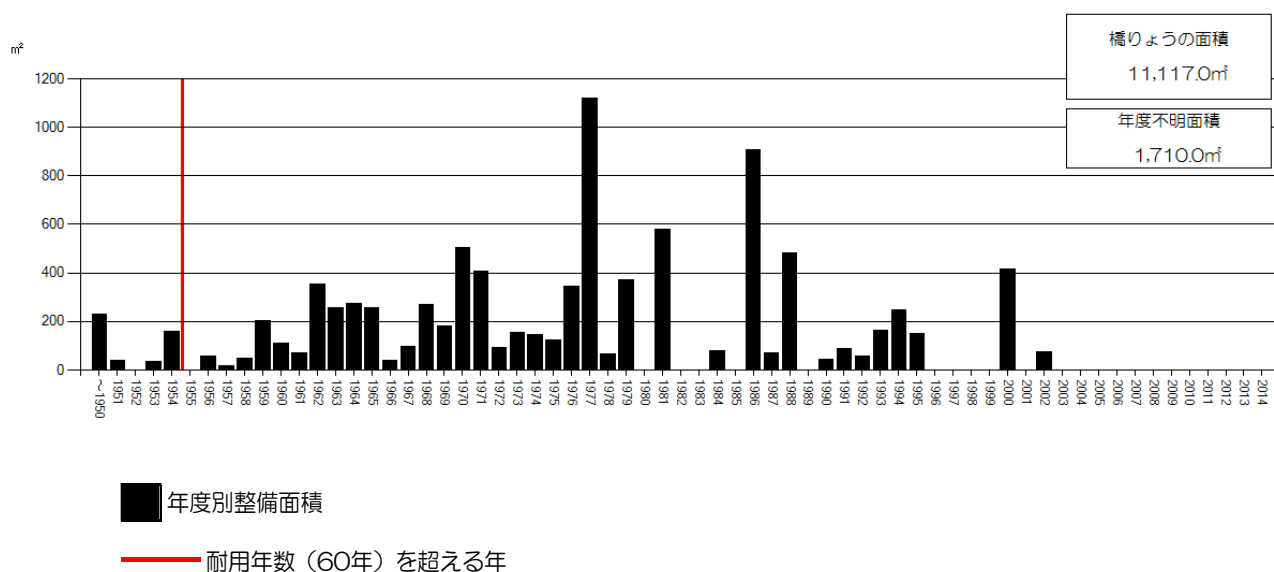
※道路面積は有効幅員

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
道路	○道路	①点検・診断等の実施方針	定期的にパトロールを行い、劣化状況や危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	パトロールにより把握した劣化状況や危険度を基に優先順位をつけ、優先度の高い路線から修繕、更新等を行うことで安全確保を図る。
		③安全確保の実施方針	パトロールにより把握した劣化状況や危険度を基に優先順位をつけ、優先度の高い路線から修繕、更新等を行うことで安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	該当なし。
		⑤長寿命化の実施方針	定期的なパトロールの結果を基に中長期的な修繕計画を策定する。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じて統合により効率化の図れる路線、必要性の少ない路線の廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	パトロール結果及び修繕計画をデータベース化し、課長級会議で共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

② 橋りょう

図表 5-14：橋りょうの整備状況¹⁷



本町では、1960年代から70年代にかけて、集中的に橋りょうを整備してきたことがわかる。



第二大埜地橋

¹⁷ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定を行った。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	種別	項目	基本的な方針
橋りょう	○橋りょう	①点検・診断等の実施方針	5年に1回の定期点検を実施し、劣化状況、危険度を判定している。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検の結果を基に優先順位をつけ、優先度の高いものから修繕、更新を行っていく。
		③安全確保の実施方針	定期点検の結果を基に優先順位をつけ、優先度の高いものから修繕、更新を行うことで安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	災害時に緊急車輛の通行する橋りょう等、優先度の高い橋りょうから順次耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	定期点検の結果を基に、橋りょう長寿命化計画を策定し定期的に見直しを図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じて統合により効率化の図れる橋りょう、必要性のない橋りょうの廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	橋りょう長寿命化計画について町のホームページで公開する。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

第3節 企業会計施設

① 簡易水道施設

図表 5-15：上水道会計（簡易水道）の建物系整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
上水道会計 (簡易水道)	青井夫加圧場	ポンプ室	神領字東青井夫301-3	29.20	1990
	阿川東部簡易水道滅菌施設用地	阿川東部簡易水道 滅菌室	阿野字井ノ谷52-6	5.12	1999
	鬼籠野中央簡水配水池用地	鬼籠野中央簡易水道ポンプ室	鬼籠野字阿保坂102-3	14.40	1991
	広野簡易水道	広野簡易水道 浄水場	阿野字雨返2-1、2-2、2-3	70.00	1981
	広野東部水源地	広野東部簡易水道 ポンプ室	阿野字齒ノ辻175-2	29.00	2003
	方子、臼嶽簡易給水施設ポンプ場	方子、臼嶽簡易給水施設ポンプ場	阿野字臼嶽206-2	16.50	1986
	二ノ宮簡易水道	滅菌室	阿野字二ノ宮93-4	4.53	1990
	水道資材置き場（旧不燃物処理センター）	水道資材置き場（旧不燃物処理センター）	神領字大埜地324	104.00	1997
	旧中津ポンプ室	旧中津ポンプ室	神領字中津206-5	33.70	1970
	中央簡易水道配水池	滅菌室、電気室、配水池	神領字谷35	1,847.00	2014
	中央簡易水道水源地	電気室	神領字谷452-3	1.00	2014
中央簡易水道上角配水池	配水池	神領字西上角401-1	440.00	2014	

図表 5-16：簡易水道施設の水道管整備状況

種別	延長 (m)
導水管	6,977.71
送水管	35,678.00
配水管	93,877.21
合計	136,532.92



中央簡易水道水源地

類型	種別	項目	基本的な方針
簡易水道施設	○簡易水道施設	①点検・診断等の実施方針	対象施設の点検、診断方法を検討し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新を行う。
		③安全確保の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度から優先順位をつけて修繕等を実施することにより安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	災害時のライフライン確保のため各施設の耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度から優先順位をつけ、適切に修繕などを実施することにより長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会情勢の変化により大幅な給水人口の減少等が生じた場合は、適切な規模への統合、廃止を進めコスト縮減を図る。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果や修繕計画をデータベース化し、課長級会議等で情報の共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

第6章 おわりに

第1節 本計画のまとめ

本計画にて、建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の将来の更新費用や投資的経費が明らかになり、将来の財政運営を行う上での検討課題が浮かんできた。

第3章5節で述べたように、神山町が保有する公共施設等の将来の更新費用の推計が814億9千万円、また1年あたりの整備額（更新にかかる費用）が20億4千万円と試算された。過去5ヶ年度の公共施設にかかる投資的経費と比較すると、年平均約7億5千万円であるため、現状の公共施設にかかる投資的経費の約2.7倍となる。（毎年約12億9千万円の不足が見込まれる。）この課題に対して、基金の取り崩しや地方債の発行および施設等の適正配置や適正管理を行い、財源不足を賄っていく必要がある。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、将来の利用者予測などを取り入れ、適正な配置を行い、コスト削減を図る必要がある。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コスト削減を図る必要がある。

企業会計施設については、将来の利用者を予測し、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努める必要がある。

全体的にこれらの見直しを計画的かつ継続的に行い、持続していく必要がある。

第2節 今後の課題

本計画において、公共施設等を総合的に考えることは出来たが、個別の施設において利用者の意見が反映されていない。このことより、公共施設マネジメントを実現するためには、住民などの利用者の意識が反映されるべき点である。具体的には、利用者アンケートなどを実施し、利用者の意見を反映した、個別施設計画を策定する必要がある。

このような反省点をふまえ、個別施設計画では、住民など利用者の意識を加味した計画策定を進めることとする。

第7章 参考文献

1. 神山町 HP より

(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/office/soumu/gyousei/topography.html>)
2. 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト（2015年12月25日）」
3. 第4次神山町総合計画
4. 国勢調査
5. 平成25年度市町村財政比較分析表
6. 決算カード（平成20年度～25年度）
7. 平成26年度決算統計
8. 神山町建物台帳
9. 神山町道路台帳
10. 神山町橋梁台帳
11. 神山町林道台帳
12. 神山町道路現況調査表
13. 水道統計調査綴
14. FM評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)
15. 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10（総務省）

第8章 確認リスト

項目 番号	項目	確認欄 (○)	該当箇所 (ページ番号)
【必須項目】			
1	公共施設等全体を対象として計画を策定している	○	第1章第3節 (P2)
2	計画期間が10年以上となっている	○	第4章第1節 (P19)
3	総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある	○	第2章第2節 (P4)
4	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある	○	第4章第2節 (P19)
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある	○	第4章第2節 (P19)
【その他】			
6	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて記載がある	○	第3章第2節 (P13)
7	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の見込み等について記載がある	○	第3章第2節 (P13)
8	公共施設等の数・延床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化などについて数値目標の記載がある	○	第4章第4節 (P27)
9	フォローアップの方針について記載がある	○	第4章第3節 (P26)
10	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載がある	○	第5章 (P28)
11	行政サービス水準等の検討について記載がある		
12	議会への報告を行った上で策定している		
13	住民と情報共有を行った上で策定している		
14	PPP/PFIの活用について記載がある	○	第4章第3節 (P25)
15	隣接する市区町村との連携など広域的視野をもった検討について記載がある	○	第4章第3節 (P21)
16	点検・診断等の実施方針について記載がある	○	第4章第3節 (P19)
17	維持管理・修繕・更新等の実施方針について記載がある	○	第4章第3節 (P21)
18	安全確保の実施方針について記載がある	○	第4章第3節 (P21)
19	耐震化の実施方針について記載がある	○	第4章第3節 (P21)
20	長寿命化の実施方針について記載がある	○	第4章第3節 (P23)
21	統合や廃止の推進方針について記載がある	○	第4章第3節 (P24)
22	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針について記載がある	○	第4章第3節 (P25)